

規 則

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第七号

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則

社会教育主事の資格認定に関する規則（昭和三十五年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一月以内に」を「申請書提出前六月以内に無帽で上半身を正面から」に、「名刺判大」を「縦四センチメートル、横三センチメートルのもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。